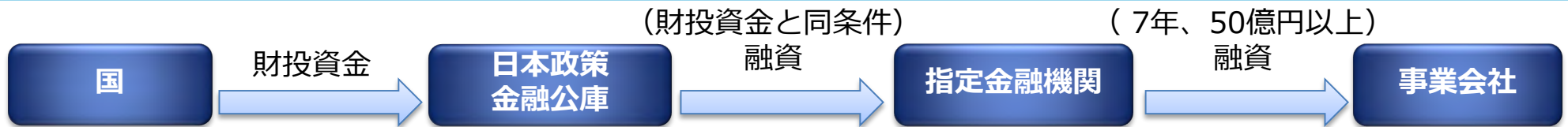


# 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入に係るツーステップローン制度

- 指定金融機関が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行う事業者に対し、長期・低利の融資を実施。
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入には、相当規模の設備投資が必要であることに加え、回収に相応の期間を要する事業であり、民間金融機関のみでは資金需要に十分に対応することは困難である。
- そのため、融資制度により民間金融機関の補完を行い、長期安定的な資金を確保することが必要。



## 融資要件

政策金融として民業補完性を徹底する観点から、融資の対象となる企業の取り組みに関して、主に以下の要件・条件を設定。

※下記の要件・条件を満たす取組が融資の対象となりうるが、実際に融資を受けられるかどうかは、主務大臣による審査とは別に、指定金融機関による与信審査が必要。

※貸付利率は、指定金融機関が公庫から借入を行う際の資金調達コスト及び貸付先の事業者の担保や財務状況等によって決定。

## 計画要件

- ✓以下のいずれかについて主務大臣の計画認定を受けていること。
- (1) **導入計画**：設備導入を行う事業者が計画を申請
- (2) **開発供給計画**：開発供給を行う事業者が計画を申請

## 貸付要件

- 規模要件：  
✓事業計画に必要な資金規模が原則50億円以上
- ✓融資期間：貸付期間が7年以上
- 協調融資：原則、他の金融機関からの協調融資が得られること。

## 貸付条件

- 禁止事項：貸付金をもって、既存の債務の弁済に充てるものでないこと。
- 資金使途：資金使途は、認定計画に記載されたものであること。
- 償還方法：  
✓割賦償還又は一括償還  
✓必要に応じて措置期間を設けることができる。

# 中小企業投資育成株式会社法の特例

- 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的とする、政策実施機関。
- 中小企業投資育成株式会社の新規投資の対象は、資本金が3億円以下の株式会社に限定されているところ、特定高度情報通信技術活用システムの計画認定を受けた事業者であれば、資本金が3億円以上の株式会社であっても新規投資の対象となるような特例措置を講ずる。

## 【中小企業投資育成株式会社法の特例措置】

### ■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業及び
- ② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

### ■ 特例措置の内容

対象の事業者が、

- ① 資本金が3億円を超える株式会社を設立する場合
  - ② 資本金が既に3億円を超えている株式会社である中小企業者が株式等を発行する場合
- に、中小企業投資育成株式会社による、以下の直接投資支援の対象とする。

- 株式会社の設立に際し発行される株式の引受け及び保有
- 増資に際して発行される株式の引受け及び保有
- 新株予約権の引受け及び保有
- 新株予約権付社債の引受け及び保有

# 中小企業信用保険法の特例

- 計画認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により、一般枠とは別枠の保証等を措置

## 【中小企業信用保険法の特例措置】

### ■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業

又は

② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

### ■ 特例措置の内容

#### ○ 付保限度額

保険の種類	通常適用される付補限度額	本法の特例措置によって適用される付保限度額
普通保険	2億円	左記とは別に2億円 (左記と併せて合計4億円まで)
無担保保険	8000万円	左記とは別に8000万円 (左記と併せて合計1億6000万円まで)
特別小口保険	2000万円	左記とは別に2000万円 (左記と併せて合計4000万円まで)

#### ○ 保険料の特例

信用保険法の特例により借入時の信用保証料をリスク区分に関わらず一律料率とする。

(信用保証料は各信用保証協会所定)

# 日本政策金融公庫の特別貸付

- 計画認定を受けた中小企業者が、認定を受けた計画に沿って開発供給や導入を行う際の設備導入資金等について、日本政策金融公庫から融資を受けられる金融支援制度を措置。

## 【日本政策金融公庫の特別貸付】

### ■ 貸付対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業

又は

② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

### ■ 資金使途

認定を受けた計画に基づき行われる5Gシステムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

### ■ 主な貸付条件

貸付限度額	中小企業事業:7億2000万円(うち運転資金2億5000万円) 国民生活事業:7200万円(うち運転資金4800万円)
貸付利率 (特別利率③)	基準利率▲0.90%
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内(うち2年以内)、 運転資金 7年以内(うち2年以内)